



主張

道徳教育

山本 聖志

今年は「元年」である。新たな年号の元年であるのはもちろんだが、来年度の新学習指導要領に先行して「特別の教科 道徳」がいよいよ中学校でも全面实施となった、その初年度である。移行措置期間もあったので、既に各学校では十分な準備のもと実践が始まっていることであろう。児童・生徒の発達の段階や特性等を考慮し、多様で効果的な指導方法を取り入れ、授業の改善を図り、「考え、議論する道徳」へと質的転換が求められている。指導方法や評価方法を含め、理解は十分であろうか。そのあたりの小・中学校の連携は進んでいるだろうか。

今更ながらだが、「道徳の時間」から「特別の教科 道徳」と名称が変わったことの意味について振り返っておきたい。校長自身が曖昧な理解のままでは、「道徳は、『特別な教科』なのだから、しっかりやれ！」と間違った叱咤をしてしまうことになりかねない。「時間」から「教科」になった経緯はここでは省略するとして、次に示すような他の教科との（扱いや性質の）違いについては、各学校で誤解のないようにしておかなくてはならない。①道徳は、教育活動全体を通じて行われる。道徳の授業はその中核をなす。②道徳には免許状はなく原則として学級担任の教師が行う。③年間三五単位時間を着実に確保す



る。④評価を行うが、数値ではなく記述で行う。⑤検定を経た教科書を選択し使用する。この外にも、深刻化するいじめ問題への対応が背景にあることも忘れてはいけない。

「「民度」という言葉でもって日本人の道徳心の高いことが語られることがある。マナーやモラルといった面で多少なりとも胸を張れる部分があるとすれば、それは日本人のメンタリティといったものに加え、間違いなくこれまでの学校教育の成果であると言ってよいだろう。だが、全ての国民が道徳的かどうかと言えば、そこまでは断言出来そうにない。道徳の指導にあたって私たち教師が感じるジレンマのような感覚は、「道徳」を「指導する」ことの難しさから来るものと思われる。

道徳の授業の改善を図り、質的転換を図るためのヒントとして、平成二十七年三月二十七日の学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正の告示に至る答申「道徳に係る教育課程の改善等について」（平成二十六年十月二十一日、中央教育審議会）を改めて確認しておく必要がある。

「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」（傍線筆者）世の中の価値観が多様化し、少子高齢化が進み、AI（人工知能）がもてはやされる時代であるが、生徒たちが自分自身の生き方を見つめ、道徳的価値に向き合う作業は極めて重要である。それを支える校長、教師の力量が問われている。

（全日本中学校長会顧問・豊島区立千登世橋中学校長）